【大規模水災害等に関するタイムライン】

台風の接近や上陸など大規模水災害に関するタイムラインは、おおむね次のとおりです。

【気象・水象情報】	事　業　者		【地元区】
○台風予報 ○台風に関する記者会見	事前対応 ○気象情報の収集 ○防災施設の点検 ○災害対策用資機材の確認 ○緊急時の体制確認	～３日前	「FSPS 佐久市八風太陽光発電所協定書」に基づく地元区長への連絡
○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性） ○線状降水帯予測の発表	災害注意体制 ○連絡要員の配置 ○24ｈ遠隔監視（施設異常の有無、調整池水位）の実施 ○１時間ごとに雨量、降水短時間予報を確認	～24ｈ前	【佐久市】 「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」及び「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」に基づく佐久市長と地元区長への連絡
○大雨警報・洪水警報 ○土砂災害警戒情報 ○はん濫警戒情報	災害警戒体制 ○管理職の配置 ○24ｈ遠隔監視（施設異常の有無、調整池水位）の継続 ○30 分ごとに雨量、降水短時間予報を確認	～12ｈ前	【長野県】 林地開発許可制度に定められた「環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に関する協定書」に基づく佐久市長と地元区長への連絡
○大雨・暴風・高潮・波浪特別警報 ○はん濫危険情報（はん濫危険水位）	災害非常体制 ○社内非常体制の発動 ○24ｈ遠隔監視（施設異常の有無、調整池水位）の継続 ○10 分ごとに雨量、降水短時間予報を確認 ○必要に応じ地元区・行政との連携	報告	「長野県自然環境保全条例」の定める自然保護協定に基づく佐久地域振興局長への連絡
	災害非常体制の解除 ○警報等解除後、安全確保ができ次第、現地状況を確認		